

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（令和３年度以降の申請）実施要綱 新旧対照表

改正案	現行
(制定) 令和３年３月24日付２環地次第632号 (改正) 令和４年３月18日付３環地次第755号 <u>(改正) 令和５年３月３日付４産労産新第332号</u> 第１から第４まで（現行のとおり） 第５ 本事業の実施体制 都は、次のとおり本事業を実施する。 １及び２ （現行のとおり） ３ 都は、１の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務<u>の実施を求め</u>、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、<u>別に定める事務費補助金交付要綱に基づき</u>公社に支払うものとする。 (１) （現行のとおり） (２) <u>本事業の周知に関する事務及び</u>第４ ２(１)による助成対象事業者からの報告を受け、第４(２)による助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。 第６から第７まで（現行のとおり） 附 則（令和３年３月24日付２環地次第632号） この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和４年３月18日付３環地次第755号） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 <u>附 則（令和５年３月３日付４産労産新第332号）</u> <u>この要綱は、令和５年４月１日から施行する。</u>	(制定) 令和３年３月24日付２環地次第632号 (改正) 令和４年３月18日付３環地次第755号 第１から第４まで（略） 第５ 本事業の実施体制 都は、次のとおり本事業を実施する。 １及び２ （略） ３ 都は、１の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務<u>を委託し</u>、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、<u>委託料として</u>公社に支払うものとする。 (１) （略） (２) 第４ ２(１)による助成対象事業者からの報告を受け、第４(２)による助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。 第６から第７まで（現行のとおり） 附 則（令和３年３月24日付２環地次第632号） この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和４年３月18日付３環地次第755号） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。